

令和6年5月30日

浦添市長 松 本 哲 治 殿

浦添市ソーシャルメディア調査委員会

委員長 矢野恵美
副委員長 朝崎咲
委員 玉城尚美
委員 島袋昂

TikTok 市長アカウント配信動画について（答申）

令和6年2月19日付け浦企国第71号により諮問のあった見出しの件について別紙の通り答申する。

1 目的

令和4年10月から令和5年6月までの9か月間TikTok市長アカウントを活用して市のPRを実施した配信動画及び令和5年10月31日配信動画の内容について疑義が生じ、TikTok市長アカウントを活用して配信された動画すべてに関して意見を求められたため、答申するものである。

2 検討の経過

第1回浦添市ソーシャルメディア調査委員会（令和6年2月19日）

第2回浦添市ソーシャルメディア調査委員会（令和6年3月11日）

第3回浦添市ソーシャルメディア調査委員会（令和6年3月25日）

第4回浦添市ソーシャルメディア調査委員会（令和6年5月15日）

令和6年2月19日の第1回浦添市ソーシャルメディア調査委員会から、全4回の審議を重ねた結果、以下のとおり取りまとめたので答申する。

3 答申

- (1) 浦添市ソーシャルメディア活用ガイドラインや行政内部の事務遂行等に対して定められた規程等、その効力が外部の者には及ばないものについては契約書等に禁止事項や注意事項を明記し、口頭でも説明等をするべきであった。
- (2) 今回のソーシャルメディアによる情報発信は、契約により動画の作成から投稿までの日程がタイトであるとはいえ、事務処理を行ううえで内規として定められた各種規程に従い適切な決裁方法により行うべきであった。
- (3) 浦添市ソーシャルメディア活用ガイドラインは、市の公式SNSをスタートさせた時から見直しがされておらず、今後は市の情報配信を適正に行うためにも、今回の指摘事項を踏まえた改正により再発防止に努めること。
- (4) TikTokは冒頭でのインパクトが求められる。そのため、今回の投稿動画において

いくつかの表現の提案に対して内部からも様々な意見がだされたものの視聴数を増やすため過激な表現がなされている。今後の情報発信については、各種法令等を遵守し、内容の質を確保するとともに、媒体の選定が適切であったかを検証し、その結果を改善に活かすこと。

- (5) 市が発信するものについては、差別的な表現がないか等を事前にチェックする体制を確立し、再発防止に努めること。その際には、役職等を含め一つの性に偏らないメンバー構成を心がけること。
- (6) 市長及び市の職員は、ジェンダー、セクシャリティ（SOGI 等）、ハラスメント等に関する研修を継続的に受講し、問題点の所在を理解すること。
- (7) 差別的、暴力的と捉えられる表現は避けるべきであった。「見た目が大事」など外見による差別、「やる」などの暴力的な表現、職員等に対して「女の子」や市民に対して「いい子たち」などの子ども扱いをしているかのような表現、伏せ字によってその後ろに続く言葉を想像させ、結果的に誤解を与えかねない表現、セクシャリティに関連した差別的な表現が散見されたが、このような表現にならないよう事前に確認するシステムが必要である。
- (8) 現在公開されている 25 本の動画のうち、次の動画については非公開とすることが望ましい。
 - ① 1月 13 日配信（12 本目、市長がチンピラに絡まれた）
新成人をチンピラと表現したり「やる」というセリフだったりと、暴力的な表現が多く、沖縄の成人式を暗に揶揄しているかのようにもとれる動画となっている。
 - ② 3月 2 日配信（17 本目、市長がセーラー服？）
男性がセーラー服を手に取ることを一律に異常な行為のように表現している。しかし、これは、例えば保護者が子どもの制服を選ぶ場合や、周囲からは男性と思われているトランス女性がセーラー服を手に取りたいと思うことを躊躇わせてしまうこととなり問題である。又、そもそも非常に意義のあ

る事業をこのような形で紹介することに、事業への敬意が感じられない。

③ 5月19日配信（22本目、市長、勤務中にワインかよ。）

勤務中に飲酒するかのような不適切な場面設定となっている。さらに、飲酒の場では、女性が男性を接待するという性的役割分担の意識が強く見える。

④ 6月27日配信（25本目、ホテルアラクージュ）

勤務中の従業員に制服以外の服装をさせた上で、「美女」「若い女性」等の業務内ではセクハラと捉えられる可能性のある表現を用いた映像となっている。さらに、勤務中の従業員をプールに誘うことからは従業員の職業への敬意が感じられない。

以上の4本は指摘の入った動画の中でも特に内容が差別的またはハラスメントに該当するような内容であることから閲覧できないよう所要の措置をとるべきものと思料する。

(9) 現在非公開中の10月31日配信動画（さよなら）については、配信の事務手続きを担っていた担当部署が関わっておらず、内容についても市の第三者委員会発足前にも関わらず委員会への申し入れを行ったかのような誤解を招く恐れがあるものであることから、事務局においてすでに非公開としているが、引き続き閲覧できないようにすることが望ましい。

(10) 上記以外の意見

① 10月21日配信（3本目、市役所職員の服装について）

- ・見た目という表現はルッキズムの点から問題となりうる発言。
- ・最後に市長のコミカルなオチが入り、多くの動画にそれが見受けられる。

② 1月5日配信（11本目、市民の女の子にキレられる市長）

- ・女性に対して女の子という表現を使っており、大人を子ども扱いにしている。
- ・伏せ字を使う（言葉を途中で切る）ことで違う言葉を連想させてしまう。
- ・市長を叱るのはいつも女性職員という点が、子どものいたずらを叱るのは母親かのような性別役割分担意識に類似した意識が見える。

③ 6月9日配信（24本目、保育コンシェルジュ）

- ・市長を叱るのはいつも女性職員という点が、子どものいたずらを叱るのは母親かのような性別役割分担意識に類似した意識が見える。

4 その他

10月31日配信動画において、動画作成の費用（弁済）について触れられているが、今回のTikTok市長アカウント配信動画に対し本調査委員会としては、配信された動画内容が法令を遵守しているか、閲覧者への配慮等があるか、投稿に関する事務の実施方法や事務処理の適正性等について資料や聞き取りにより調査し、その事実確認と問題点を指摘することで、市として再発の防止に努めていただくものである。したがって、市長の賠償責任そのものについては調査委員会が判断すべきものではないと考える。

以上